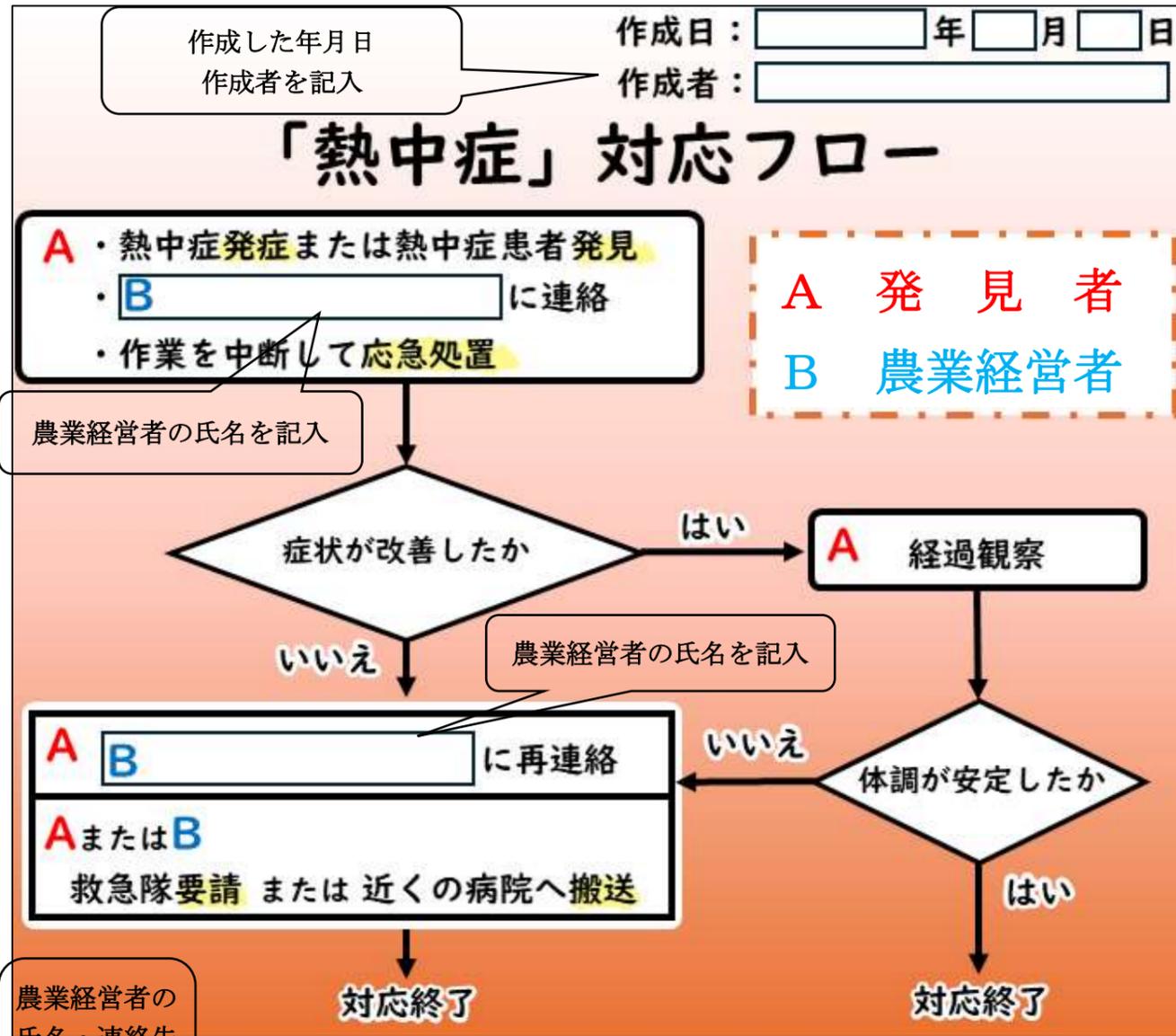


義務化

労働者を雇用する全ての事業者は熱中症対策を講ずる(令和7年6月1日から)



熱中症のおそれがある時の連絡体制

農業経営者の氏名・連絡先を記入

B 農業経営者	緊急・近隣病院
氏名： <input type="text"/>	救急隊要請 119番!
連絡先： <input type="text"/>	近くの病院： <input type="text" value="三戸中央病院"/>
・上記連絡先に連絡がつかない時は 応急処置や救急隊要請を優先し、 事後に連絡すること。	住所： 〒039-0141 三戸郡三戸町 大字川守田字沖中9-1
	TEL： <input type="text" value="0179-20-1131"/>

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください!
(熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります!)

本紙を作業ほ場、事務所等に設置し、アルバイト等に周知すること

